

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

軽自動車税関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び機密保持などに関する事項を契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

福島県桑折町長

## 公表日

平成28年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	地方税法に基づき、4月1日時点で軽自動車等の定置場を当該市町村に有する所有者もしくは使用者に対して課税を行う。  本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の管理・照会 ②軽自動車情報の管理、異動、照会 ③軽自動車税の賦課決定、減免、通知書発送、証明書発送 ④収納管理業務、滞納管理業務
③システムの名称	①軽自動車税システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④宛名システム ⑤中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税情報ファイル (2)収納情報ファイル (3)滞納情報ファイル (4)団体内統合宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び同法別表第1第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 同法別表第2第27項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桑折町税務住民課
②所属長	税務住民課長 八巻 靖之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桑折町(総務課) 福島県伊達郡桑折町字東大隅18番地 024-582-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桑折町(税務住民課) 福島県伊達郡桑折町字東大隅18番地 024-582-2114

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

